

児童館・児童センター等の利用料について 審議内容

審議項目	審議された内容・意見・要望等	審議結果
<p>1 利用料金制導入の是非について</p>	<p>利用している児童と利用していない児童がいる以上、税負担の公平性の観点から、利用者の負担は必要である。</p> <p>中核市、あるいは近隣も含め、多くの市町村で導入されている利用料金制については、財政負担の軽減化のため必要と考える。</p> <p>長野市が子育て・子育て支援を重点施策に位置付けているので、受益者に負担を強いるのではなく、市費を投入してほしい。</p> <p>(導入の際の)コスト算出の具体的費用は、施設建設費や土地代、市職員人件費などの間接的経費は含めず、役務提供費とする。</p> <p>利用者の負担割合は、市行政改革審議会の答申を受けて定めた基準どおり、総事業費の半額程度とするのが妥当と考える(H19決算額で確認)。</p>	<p>行政サービスの公平性を確保するため、また、時代のすう勢から、利用料金制の導入は止むを得ない。</p> <p>利用者の負担割合は、総事業費の半額程度とするのが妥当と考える。</p>
<p>2 利用料金体系について</p> <p>(1) 独立施設と小学校内施設の料金設定について</p> <p>(2) 利用日数・時間等に応じた料金設定について</p> <p>(3) 利用料金の減免規定について</p> <p>・所得減免について</p> <p>・同一世帯で2人以上の登録</p> <p>(4) 延長制度を行った際の料金の設定について</p>	<p>小学校区単位で実施されることから、施設の利用は選択できるものではなく、施設建設費も含めないで、施設環境に差はあるが、一律とするのが妥当と考える。</p> <p>児童館・児童センターと児童クラブや希望児童の子どもプラザの施設も一律の金額とする。</p> <p>施設としての運営費は、ほぼ一定にかかっているのではないかと考える。</p> <p>毎日利用する留守家庭児童と希望児童とでは、利用状況に差はあるが、職員態勢は確保しておかなければならないため、一律とするのが妥当と考える。</p> <p>低所得世帯に対する配慮は必要である。</p> <p>義務教育である小学校のための就学援助規定を、そのまま児童館等の利用料の減免規定に適用とすることはいかがなものか。</p> <p>1人親(ことに母子家庭)に対し、所得に応じて配慮するべきではないか。</p> <p>1人親でも所得に応じて児童扶養手当を受給しており、二重に措置することは適当ではない。低所得の1人親世帯については、市・県民税非課税世帯の対象となっている。</p> <p>2人目以降も満額というのは親の負担が厳しい。</p> <p>本来、利用料は子どもの人数に応じて負担がかかると思うのが、妥当である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>減免割合・金額のシミュレーションにより審議</p> <p>利用者数の見込みを、今後6年間の内、児童数がピークとなる平成25年の全小学生の推計から、低学年70%、高学年20%と見込んで利用者を9,424人と推計する。</p> <p>減免対象者割合を設定するに当たり、所得については、現小学生の就学援助対象世帯の内訳から算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯 0.28% ・市・県民税非課税世帯 1.89% ・児童扶養手当受給世帯 5.17% ・上記以外の就学援助世帯 4.72% <p>2人目以上の登録算出は、大規模校5校の平均値から算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯で2人以上の登録 28.89% <p>以上から基礎数値を求め、減免割合を変えた場合の総事業費に対する利用者負担額の割合を、基本料金を2千円、3千円、4千円と仮定して求め、比較検討した。</p> </div> <p>平成19年3月実施の利用者アンケートでは、46.2%の保護者から時間延長の要望があがっている。</p> <p>延長時間については、各小学校区の実情に差異があることから、実施について各小学校区において判断されることが望ましい。</p> <p>延長を行うことにより運営費も増えるため、料金制とすることが適当である。</p> <p>料金設定は、あらかじめ相応の職員態勢を整える必要があるため、利用日数や時間によって計算するのではなく、月単位等の事前申し込みにより一定金額の設定が適当。</p> <p>一定金額は理解できるところであるが、一か月に一度あるかないかの人が、緊急的に依頼できる体制がほしい。</p>	<p>利用日数や時間、施設によるのではなく、一律の金額を設定することとする。</p> <p>減免規定を設けることが妥当と考える。</p> <p>減免対象世帯と減免割合については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の登録児童は、全額 ・市・県民税非課税世帯は半額程度 <p>・同一世帯2人以上同時利用の場合は、2人目以降を3分の1程度の減免とする。</p> <p>延長料金の設定</p> <p>延長希望を事前に行った場合、一定金額を月利用料に加算する。また、上記とは別に、単発で急な利用の場合もあるため、その際の料金設定も必要である。</p>
<p>3 具体的金額について</p> <p>(1) 基本料金の具体的な金額</p> <p>(2) 延長料金の具体的な金額</p>	<p>総事業費の半額程度を利用者負担として求めることから、現在の事業運営費や利用児童数から算出した金額、また、「長野市版放課後子どもプラン」の全小学校区実施時の見込み運営費、利用児童数から算出した金額を受けて、月額3,000円が妥当と考える。</p> <p>本料が月額定額制であることから、延長料金についても利用の日数や時間によるのではなく、一律とするのが妥当と考える。</p> <p>利用者負担の月額3千円から通常利用の時間当たり負担額を算出し、それを基に、毎日19時まで、一日閉館時は朝7時30分からの延長を全て利用する場合の時間当たり負担額を算出すると、月額700円程度となる。</p> <p>単発利用の場合の料金については、1回100円程度の設定が欲しい。</p>	<p>利用者負担を月額3,000円とする。導入にあたっては、その収納方法等も含め利用者や関係者に十分説明を行い、その期間を確保して施行されたい。</p> <p>延長利用は事前申し込みとし、登録児童1人につき月額700円程度が妥当と考える。また、急な利用の場合は、妥当な金額を設定する。</p> <p>減免対象児童の延長制度利用については、上記減免規定を適用する。</p>